

平成 21 年改正の概要

- ① 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）」および「消費者庁及び消費者委員会設置法の施工に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 21 年法律第 49 号）」が成立し、消費者庁が設置された。これにあわせ、宅地建物取引業法の一部規定が国土交通省と消費者庁との共管となった。